



秩父別小学校5年生 田植え体験 5/29

- **名誉町民 原田森成さんが逝去されました**
- **平成29年度国民健康保険料率が決定しました**
- **農委だより**
- **町職員の給与等をお知らせします**

秩父別町名誉町民

原田森成さんが逝去されました

名誉町民の原田森成さん（88歳）が去る5月4日に逝去されました。

謹んでご冥福をお祈りいたします。



5月10日、故原田森成氏の葬儀が老人福祉センターで町葬として執り行われ、道議会議員や市町村長など、大勢の参列者が故人の冥福を祈りました。

故原田氏は、昭和20年に現在の深川西高等学校をご卒業後、一時農業に従事されたのち、昭和26年に原田建設工業株式会社に入社され、昭和53年に代表取締役社長に就任されました。昭和63年には代表取締役会長に就任し、平成21年4月までその職責を全うされました。

昭和50年、地域の衆望を担われて、町議会議員に初当選され、副議長として2期8年間、本町の振興発展に多大なご貢献をいただきました。

商工会関係では昭和42年に設立された商工会青年部の初代部長として、また平成元年には商工会会長に就任され、商工業者の経営基盤の安定と充実強化に努められました。

秩父別消防団が設立された昭和22年に団員として入団し、昭和45年には団長に就任され、昭和49年北海道消防操法訓練大会において見事初出場初優勝を果たしました。

また、昭和61年に設立された秩父別町交通安全協会の初代会長に就任され、交通安全の啓発と交通安全施設の整備に多大なご尽力を



いただきました。

さらに、樹木をこよなく愛され、「山川草木を育てる集い」の会長として、アキグミの植樹活動を行い、平成11年には町の銘木百選の冊子を発刊するなど精力的に活動されました。

このほかにも、体育協会会長、ボーイスカウト会長など多くの分野でご活躍されたほか、本町に対して、幾度となく多額の浄財を寄付していただきました。

こうした数々のご功績が認められ、平成16年3月には議会の満場の賛同により、名誉町民に推戴され、さらに昨年9月には様々な分野で顕著な功績を挙げた方に授与される高齢者叙勲「旭日単光章」を受章されました。

故原田氏のお人柄と数々のご功績を偲びつつ、ここに謹んでお知らせします。

故 原田氏の主な表彰歴

- 昭和48年1月8日 北海道消防協会会長表彰（功績賞）
- 昭和50年11月1日 秩父別町長表彰（特別功労賞）
- 昭和53年8月31日 日本消防協会会長表彰（精績賞）
- 昭和54年10月16日 空知町村議会議長会表彰
- 昭和58年11月1日 空知町村議会議長会表彰
- 昭和63年11月1日 秩父別町長表彰（特別功労賞）
- 平成5年11月3日 深川市長表彰（公益功労賞）
- 平成6年6月30日 秩父別町長表彰（自治功労賞）
- 平成8年2月22日 北海道表彰（産業貢献賞）
- 平成8年11月1日 秩父別町長表彰（公益功労賞）
- 平成9年10月31日 秩父別町長表彰（公益功労賞）
- 平成11年4月8日 深川地区消防組合長表彰（名誉消防団員）
- 平成14年11月1日 秩父別町長表彰（公益功労賞）
- 平成15年4月29日 内閣総理大臣表彰（紺綬褒章）
- 平成16年11月1日 秩父別町長表彰（公益功労賞）
- 平成28年9月1日 旭日単光章

平成29年度 国民健康保険料 保険料率が決定しました！！

～6月に郵送される納入通知書でご確認ください～

平成29年度の国民健康保険の保険料率が次のとおり決定しました。

保険料は、1年間に予想される医療費等から国や道及び町などの負担分を差し引いた額を国保加入者が負担するもので、保険料率は医療費の状況や国保加入者の所得状況により見直しを行っています。

平成29年度 国民健康保険料率				
区分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	内容
所得割	3.81%	1.37%	0.91%	世帯の所得に応じて計算
資産割	30.35%	10.91%	8.57%	世帯の土地・家屋の固定資産税に応じて計算
均等割	31,100円	11,100円	13,000円	世帯の加入者数に応じて計算（1人あたり）
平等割	17,800円	6,300円	5,100円	世帯にかかる額（1世帯あたり）
限度額	540,000円	190,000円	160,000円	1世帯あたりの保険料限度額

※世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割と平等割に軽減措置（2割・5割・7割軽減）があります。

◆お問い合わせ 電話 33-2111 役場住民課住民福祉グループ（内線44）または総務課総務グループ（内線35）

◆ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券 ◆タクシー助成券 を交付しています

町では、秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券及び高齢者タクシー助成券を対象者に交付しています。

1【対象者】

ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券及びタクシー助成券は満60歳以上で秩父別町に住民票がある方が対象です。

また、年度途中で年齢要件を満たす方は誕生月の1日から、転入者は転入日から対象となります。

2【助成内容】

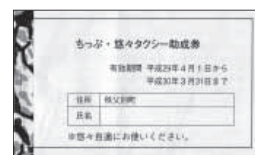
●ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券 最大24回分交付（1月あたり2枚）

●タクシー助成券（最大約9割助成） 最大48回分交付（1月あたり4枚）

※三共ハイヤーを利用し、秩父別町内の移動に限ります。

3【申請方法】

- ・役場住民課にある申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。
- ・印鑑を持参してください。



高速るもい号を利用する町民を対象に、自宅からバス停（秩父別IC）のタクシー料金を全額助成する事業を行っています。詳しくはお問い合わせください。

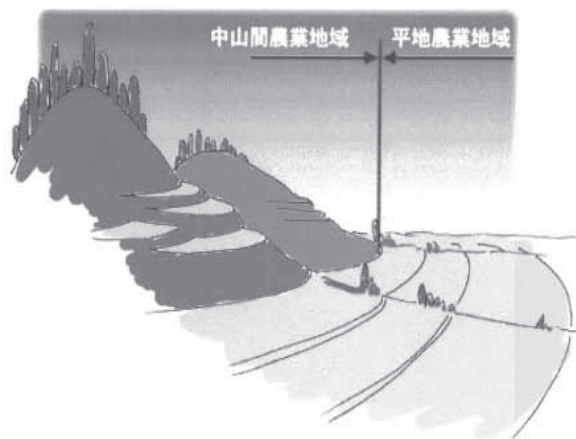
お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線49）

農家さんたちの取り組みを紹介します

中山間地域等直接支払制度

◆中山間地域とは

平野部の端から山間部に至る地域のことを中山間地域といいます。高齢化が進む現在、平地に比べて傾斜地が多く、作業効率等の条件に不利な部分があることから、担い手の減少や耕作放棄の発生などが懸念されます。



◆制度の趣旨

中山間地域における不利な農業生産条件を補うことで、農業生産活動を継続し、農業によって守られてきた多面的機能（洪水の防止、良好な景観形成等）を維持することが目的です。

平成12年度の制度創設以来、秩父別町でもこの制度に取り組んでいます。平成27年度からは、多面的機能支払交付金（旧：農地・水保全管理支払）や環境保全型農業直接支払交付金とともに日本型直接支払制度へと組み込まれ、法律に基づく安定的な制度として運用が開始されました。

第4期対策（平成27年度～平成31年度）では、水田を対象に4集落（東、東方、協栄、日の出）と協定を結びました。各集落においては様々な取り組みがされています。

◆共同取組活動の主な内容

農業生産活動等

- ・耕作放棄地の発生防止活動（全集落）
- ・法面の崩壊未然防止活動、土質の改良（全集落）
- ・水路・農道等の適正な管理（全集落）
- ・多面的機能を増進する活動（全集落）
 - …景観作物の植栽
- （東：ひまわり、東方：コスモス、協栄：マリーゴールド）
- ・都市住民との交流（日の出：稲刈り体験）

農業生産活動等の体制整備

- ・農地法面、水路、農道等の補修・改良（全集落）
- ・集落ぐるみの農業生産活動等の維持（全集落）



【景観作物（ひまわり）】

◆平成28年度の対象農地面積・交付金の状況

集落名	戸数	交付対象面積		交付単価 (円 / m ²)	集落交付金 (円)	交付金の内分	
			(m ²)			直接支払分	共同取組分
東	11	急傾斜	172,877	21.0	3,943,017	1,971,511	1,971,506
		緩傾斜	39,075	8.0			
東方	23	緩傾斜	1,040,285	8.0	8,322,280	4,161,140	4,161,140
協栄	31	急傾斜	24,988	21.0	11,980,348	5,990,174	5,990,174
		緩傾斜	1,431,950	8.0			
日の出	19	緩傾斜	681,800	8.0	5,454,400	2,727,200	2,727,200
計	84		3,390,975		29,700,045	14,850,025	14,850,020

平成29年度 産業後継者支援制度のお知らせ

○ 産業後継者新規就業支援金貸付事業

秩父別町内で農業・商工業などを営む方の後継者又は新規就業者が、その自営業などに新たに就業する際、良好な経営を助長し経営の継続発展を図るため支援金を貸付します。

◆対象者 ※次の全てに該当する年齢45歳未満の方

- ・秩父別町に住所を有すること。 ・公租公課に滞納がないこと。
- ・自営業の経営を引き継いで経営者となる意志を有し、同時に申請時の経営者がある意志を認める方であること。
- ・新規就業者については、自営業等を将来的に継続する意思があること。
- ・申請時に対象となる自営業などに従事していること。
- ・支援金貸付決定の日から10年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。

◆貸付額 ※自営業など1経営体につき交付対象者は1人まで

- ・各種学校等を卒業直後、後継者として就業した方：200万円
- ・町内外で就職等を経て後継者として就業等した方：100万円
- ・店舗等を構え新規就業者と認められた方：200万円

◆貸付金の償還

- ・貸付を受けた翌年度から10年以内

◆貸付金償還の猶予等

- ・貸付を受けた翌年度以降も引き続き自営業等を行うことが確実である場合等は、当該年度の貸付金の償還を猶予します。猶予は最大10年間です。

○ 秩父別町農業後継者奨学金貸付事業

秩父別町の農業経営の安定と優れた農業後継者を育成・確保するため、農業関係高等学校又は大学等に在学する方に必要な資金（奨学金）を貸付します。

◆対象者

- ・農業高等学校・農業大学校・農業関係大学などに在学する学生で、卒業後秩父別町で農業経営の担い手になろうとする方

◆貸付額

- ・高等学校に在学する方：月額10,000円 ・大学等に在学する方：月額30,000円
- ※授業料等免除により学費が軽減される場合は、月額3,000円

◆貸付期間

- ・正規卒業または終了の最短期間（ただし、高等学校と大学等を通算しての貸付はしません。）

◆貸付金の償還免除

- ・卒業後、引き続き秩父別町で5年間農業経営に従事したときは貸付金の債務を免除します。

平成28年度の農地流動状況をお知らせします

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）に農業委員会総会で議決された農地の流動状況についてお知らせいたします。

	農業経営基盤強化促進法 〔利用集積計画〕	農地法第3条 〔権利移動〕
所有権移転 〔売買・贈与など〕	22件 71.2ha	1件 0.2ha
賃貸借（利用権） （うち、再契約した分）	26件 87.5ha （14件 38.4ha）	4件 5.0ha （0件 0ha）
使用貸借 （うち、再契約した分）	1件 11.2ha （1件 11.2ha）	16件 204.9ha （1件 8.7ha）
離農世帯数	1戸	

農地を売買・賃貸借したい場合には？

農地（田・畑）を売買・賃貸借したい場合には、次の方法によりお申し込みください。

○農地を売りたい場合 → 農業委員会へ申し込み

《農業委員が農地を購入してくれる方をあっせん調整します》

○農地を貸したい場合 → 農業委員会へ申し込み

《農業委員が農地を借りてくれる方をあっせん調整します》

→ 農地中間管理機構に申し込み

《農地中間管理機構と連携し、農業委員会が調整します》

農委だより

発行 秩父別町農業委員会

2017

6月号

農業者年金受給権者現況届が送付されております

農業者年金を受給されている方は、5月下旬に農業者年金基金から現況届の書類が送られております。

現況届には、受給されている方の氏名・生年月日・住所（番地で記入してください）を記入のうえ、6月30日（金）までに農業委員会事務局へ提出してください。

提出がない場合は、農業者年金の支払いが止められる場合があります。

不明な点などがありましたら、農業委員会事務局へお問い合わせください。

◎農地に関することや農業者年金のお問い合わせ◎

農業委員会事務局 電話 33-2111（内線63番）



ゴールデンウィーク期間中（4月29日～5月7日）、キッズスクエアちっくるで、秩父別町まちづくり協働隊と秩父別町ライオンズクラブのメンバー合計11名により、駐車場の誘導案内などのボランティア活動が行われました。このボランティア活動により来場者の車両がスムーズに入りますことができました。大変ありがとうございました。

キッズスクエアちっくるで
駐車場誘導案内のボランティア活動を行っていただきました。

秩父別町まちづくり協働隊
秩父別町ライオンズクラブ

国

民

年

金

日本年金機構からのお知らせ

年金を受けとるために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。対象となる方に日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。お手元に届きましたら、「ねんきんダイヤル（0570-05-1165）」で予約のうえ、できるだけお早めに手続きをお願いします。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や納付される制度がありますので、役場住民課総合窓口グループに相談されるようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。



日本年金機構

Japan Pension Service

◆お問い合わせ先

- 砂川年金事務所 〒073-0192 砂川市西4条北5
TEL0125-52-2144
- 役場住民課総合窓口グループ
TEL33-2111（内線42）